

(別紙)

御意見の要旨	御意見に対する回答
<p>事前調査を行う者は「これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者」などとあいまいにせず、「一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者」に限るべきである。</p>	<p>特定建築物石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者以外の者であっても、一定の知識を有し、的確な判断ができれば、調査は可能と考えており、施行通知で示してまいります。</p>
<p>一般建築物石綿含有建材調査者の講習は座学だけであり、それに対して特定建築物石綿含有建材調査者では建築物の調査で最も必要とされる実際の建物での実地研修を経験しており、大きな力量の差がある。そのため、一般建築物石綿含有建材調査者と特定建築物石綿含有建材調査者では調査の難易度や見落としのリスク等で調査できる建築物を分けるべきである。工事によるアスベストの飛散リスクの高いレベル1建材が使用され、一定規模以上の鉄骨造等の建築物は特定建築物石綿含有建材調査者に限定すべきである。</p>	<p>一般建築物石綿含有建材調査者の講習においても、調査に必要な事項の講習がなされており、特定建築物石綿含有建材調査者と調査対象を区別すべきではないと考えます。一方で、使用されている可能性がある石綿含有建材の種類が多岐に亘るような大規模建築物又は改修を繰り返しており石綿含有建材の特定が難しい建築物については、特定建築物石綿含有建材調査者又は一定の事前調査の経験を有する一般石綿含有建材調査者が行うことを推奨します。</p>
<p>石綿含有建材調査者等と同等以上の能力を有すると認められる者とあるが、現状の民間認定の「アスベスト診断士」や「日本アスベスト調査診断協会に所属するアスベスト診断士」は認めるべきではない。特定建築物石綿含有建材調査者のように座学講習と実地講習、口述試験、筆記試験と多くの講習、試験による能力を認められた資格はなく、同等以上の能力を有するとして他の資格を認めるべきではない。</p>	<p>アスベスト診断士というだけで無条件に「同等以上の能力を有する者と認められる者」とする予定はありません。一方で、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会については、アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者及び賛助会員により組織され、スキルアップ研修会等により会員相互の資質の向上を図っている協会であることを踏まえ、これまで通知により活用を推奨してきており、協会登録者により適切に調査が行われてきたものと認識しています。そのため、制度施行前に当該協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者については、建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と施行通知で示すこととしています。</p>
<p>「住宅向け事前調査マニュアル」の早期発行をお願いしたい。</p>	<p>住宅向けに特化したものではありませんが、住宅も含めた建築物全般に係る事前調査の手法を含めた解体等に係るマニュアルを整備したいと考えています。</p>
<p>建築物石綿含有建材調査者講習登録規定ができた当初は、座学だけでなく、実地もあるので、石綿作業主任者とはことなり適切な調査が可能であるとしていたと理解している。一般建築物石綿含有建材調査者及び一戸建て等石綿含有建材調査</p>	<p>石綿作業主任者は、石綿等を取り扱う作業等を管理する者であり、作業を開始する前の事前調査に必要な知識に関する講習受講が要件とはなっていないため、石綿作業主任者であることのみをも</p>

<p>者の講習においては、座学と筆記試験のみである。それならば、講習内容を増やす必要があるかもしれないが石綿作業主任者でも良いのではないか。</p>	<p>って事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者として取り扱うことは適当ではありません。</p>
<p>調査は中立的な第三者が行うべきという考え方も当初あったはずである。現在、中立的な調査者はどの程度いるのか。</p>	<p>「中立的」の定義が明確でないため、人数をお答えすることは困難です。なお、事前調査は、必要な知識を有する者として一定の講習を修了した者等に行わせることとしており、自社の労働者であっても、第三者であっても、必要な知識を有する者が事前調査を行うことで、調査の適切性は確保可能であると考えています。</p>
<p>大臣が定める者として調査者を指定することは、調査に対する責任を持つと考えてよいのか。</p>	<p>本告示にて指定する調査者は適正に事前調査を行う能力を持っている者として指定しており、調査者が責任を持って適正に事前調査を行うこととなります。</p>
<p>施行(予定)期日の令和5年10月1日までに、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者及び一戸建て等石綿含有建材調査者を何人程度養成すると想定しているか。</p>	<p>事前調査を行う一定の知見を有する者について、3年程度で30万人～40万人程度の育成に向けて取り組むこととしています。</p>
<p>自治体職員が建築物石綿含有建材調査者講習受講するために、受講費用を国が助成してほしい。</p>	<p>自治体職員に受講費用を助成する制度は考えていません。</p>
<p>自治体職員の知識向上や人材育成のために、自治体職員向けに国が定期的に講習を実施してほしい。なお、講習を受講した者は、建築物石綿含有建材調査者講習と同等以上の能力を有する規定としてほしい。</p>	<p>建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策について、自治体の円滑な業務遂行を支援することを目的として、研修会をこれまでも開催しており、今般の大気汚染防止法改正の内容が適切に周知されるよう、今後も自治体向けの講習に取り組んでまいります。なお、建築物石綿含有建材調査者講習は講習実施機関においてその登録規定に基づき適切に実施されており、ご指摘のような規定を設けることは考えておりません。</p>
<p>一戸建て等石綿作業主任者が調査できる調査対象物の区分を明確にしていきたい。</p>	<p>建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。)第2条第4項に規定する一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部が対象となります。今後、マニュアル等でも示してまいります。</p>
<p>一戸建ては図面がない場合が多く、あっても図面通りの施工でない場合も多い。また、通常では使われない建材が使われていることがあり、調査</p>	<p>一戸建て等石綿含有建材調査者については、一戸建て等の解体等工事のみ行う事業者が一定程度存在すること等を踏まえて一戸建て住宅等に</p>

<p>は難しい。一戸建て等石綿含有建材調査者は、調査レベルが下がり不適正調査が相次ぐ原因となる。一戸建て等石綿含有建材調査者を作るのではなく、石綿含有建材調査者及び特定石綿含有建材調査者の講習強化をすべきである。</p>	<p>特化して新設された制度であり、調査対象に関する知識、技術水準は一般建築物石綿含有建材調査者に係る講習と同等になるよう設定しています。</p>
<p>アスベストに係る関係法令は改正が頻繁に行われるため、更新の講習が必要ではないか。</p>	<p>定期講習については登録規程に定められており、実施することが望ましいと考えています。</p>
<p>一定の知見を有する者からの報告義務が令和5年10月からになっているが、一定規模以上の事前調査報告は令和4年4月から始まる。一戸建て等石綿含有建材調査者講習も始まるため、できるだけ早く講習スケジュールを明らかにし、講習を開始していただきたい。</p>	<p>講習スケジュールについては、各講習登録機関において示すこととなります。</p>
<p>共同住宅の住宅内部にはレベル1建材(吹付け石綿・パーライト・バーミキュライト)の吹付けが施工されているケースもあり、「一戸建て住宅等」調査者の必要な知識と「建築物石綿含有建材調査者」の必要な知識と何が異なるか。また、共同住宅の規模等の制限はあるのか。「一戸建て住宅等」調査者と「建築物石綿含有建材調査者」のカリキュラムの違いは何か。</p>	<p>建築物石綿含有建材調査者と一戸建て等石綿含有建材調査者では、それぞれ講義内容が分かれており、必要な知識も分かれております。詳細は登録規程第7条第2項をご参照ください。</p> <p>また、登録規程上、規模に関する規定はございません。</p>
<p>「一戸建て住宅等」調査者の敷居を下げるのであれば、「一戸建ての住宅」だけに絞るべきではないか。</p>	<p>「一戸建て住宅等」とは、「一戸建て住宅」及び「共同住宅の住戸の内部」であり、これらについては材料・規模・用途から調査対象となる材料の種類等が限定されること等から、同じ扱いとしたものです。</p>
<p>建築物及び一戸建ての登録講習及び修了資格について、調査ミスが許されないことから、現在のよう文章の判断が難しい問題ではなく、運転免許証の学科試験のように、問題量を増やし、基礎を複数の視点から徹底的に問い、90点以上の理解を示したものを合格するものに変更を希望する。それに加え、試料採取戦略等について記述式を追加することで、全体的な調査者の質の底上げができ、かつ有資格者を増やすことができると考える。</p>	<p>修了考査も含めた講習実施機関の事務については厚生労働省にて適切に判断されているものと承知しています。</p>
<p>調査ミスに対する罰則は作らないのか。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、不適正な事案が発覚した時点で作業基準に違反している状態であると想定され、その場合は直接罰又は改善命令等に対応するため、不適正</p>

	<p>な事前調査に対しては罰則を設けないこととして います。(改正後の大気汚染防止法第 18 条の 19 に基づく除去等の措置の義務違反や同法第 18 条 の 21 に基づく命令及び命令違反に対する罰則を 元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対 して適用することが考えられる。)</p>
<p>ロックウール吸音天井板についても飛散のリス クの高い建材に加えてほしい。上記の建材につい て手ばらしは非常に難しい。比重が軽いため発じ んリスクは非常に高いと考えられる。</p>	<p>いただいた御意見は大気汚染防止法施行規則 別表第七の四の項下欄ハの規定に基づき環境大 臣が定めるもの(案)に関するものですが、特定粉 じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因 となるものとは、石綿含有成形板等について、そ れを破砕した際の繊維の飛散性から評価し定め たものです。</p> <p>今後も様々な建材又は製品に関する情報収集 を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>
<p>昨今、石綿含有仕上塗材除去工事に数種類の 工法が採用されている。その中でも、下地調整材 に石綿が含まれている場合削り取る作業が必要 な為、多く採用されているのが集じん装置付きディ スクグラインダーケレン工法である。しかし、大きな 設備等が必要なく、様々な業者が施工を行えるこ とにより品質に格差が生じているのが現状であ る。特に、悪質な施工例として、完全に除去が終 わっていないにも関わらず、飛散防止剤に着色を 施し石綿の取り残しの隠蔽が図られている例もあ る。今後は、無着色の飛散防止材の採用や、除去 完了後の検査等による適切な確認が必要不可欠 である。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありません が、御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>2-1,(1)作業計画の特定建築材料の種類並び に使用箇所につけて「使用範囲は平面図等で示 す」を追加すべき。除去場所、範囲を明確にしてミ スを避けるため必要である。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありません が、作業計画には、特定粉じん排出等作業の対 象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状 況を記すこととしており、除去場所、範囲につい ては明確になるようにします。</p>
<p>2-1,(1)作業計画に「隔離の破れや集じん・排 気装置からの漏えいが疑われる状況が判明した 際の確認、飛散防止、清掃等の対応方法」を追加 すべき。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありません が、作業計画に定める事項として、特定粉じん等 作業の方法が定められています。その中で、作業 基準に遵守し適切に工事が行われることを示すこ とになります。</p>

<p>石綿含有成形板等の作業基準について、「液剤等による湿潤化を準備して、必要な場合使用する。</p>	<p>いただいた御意見は大気汚染防止法施行規則及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するものですが、石綿含有成形板等を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外す場合であっても、それが困難な状況が生じることを想定して湿潤剤等を用意しておくことは望ましいと考えます。</p>
<p>事前調査は、適切に該当調査を実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせる事となるが、事前調査の実施者から関係者への調査結果報告の内容が客観的にトレースできるようにすべきである。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、都道府県知事に対して、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項や事前調査の結果等を報告しなければならないこととしています。また、発注者に対しても事前調査の結果を説明しなければならないこととしているほか、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査結果を公衆に見やすいように掲示しなければならないこととしており、事前調査の結果が適切に共有されるような仕組みとしています。</p>
<p>大気中アスベストのリアルタイムモニタリングについて、現行法では顕微鏡観察による方法(現地に顕微鏡を持ちこんで資格者が調査する方法)しか現実性がないが、資格保持者だけがアスベスト検知・判定ができること、迅速性に劣ることという問題点がある。</p> <p>アスベストの近赤外線吸収スペクトルを測定して、アスベスト含有を判定する装置が市販されているため、これを使用することを参考程度にでも入れたらどうか。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、大気中のアスベスト濃度測定については、アスベストモニタリングマニュアルにおいて測定手法を示しております。近赤外線吸収スペクトルを測定する手法では、石綿本数の計測ができないため、参考法としても記載することは検討しておりません。</p>
<p>事前調査における迅速な建材中の石綿含有調査方法について、現行法では顕微鏡観察による方法(現地に顕微鏡を持ちこんで資格者が調査する方法)しか現実性がないが、資格保持者だけがアスベスト検知、判定ができること、迅速性に劣ることという問題点がある。</p> <p>アスベストの近赤外線吸収スペクトルを測定して、アスベスト含有を判定する装置が市販されて</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、近赤外線吸収スペクトルによる測定では、現状では建材中の石綿濃度を0.1重量パーセントまで測定することはできないことから、事前調査の分析調査方法として示すことはできません。</p>

いるため、これを使用することを参考程度にでも入れたらどうか。	
--------------------------------	--

このほか、本意見募集に関係のない御意見が1件ありました。